平成２３年（フ）第７５１４号
大阪市住之江区南港中５丁目３番44―309号
債務者　谷口　翔平
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５３１号
大阪市大正区南恩加島６丁目１番６号
債務者　藤尾優喜子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５９号
大阪市住吉区庭井２丁目14番９号
債務者　三宅　清藏
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７７３号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番２―606号
債務者　本間　民子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８３号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番５―306号、前住所大阪市東住吉区中野２丁目５番28―702号
債務者　前田　雅夫
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１２号
大阪市淀川区加島４丁目５番３―608号
債務者　三谷　優司
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２３号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番16号
債務者　広川俊行こと　孫　　俊行
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８９４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田２丁目21番５号
グレースハイツ城南304号
債務者　大塚真由美
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２０６号
大阪府枚方市南中振２丁目59番２―105号
債務者　松本　昭仁
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３０６号
大阪市住吉区墨江３丁目19番９号
債務者　櫃本　敏明
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３２６号
大阪市西成区長橋３丁目３番11号
債務者　大庭加代子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３３８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目６番29号　サンシャイン寿501号
債務者　中川　龍子（旧姓厳原）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３５９号
大阪府豊中市長興寺南３―１―３　サンシャイン長興寺203号室、住民票上の住所大阪府豊中市本町５丁目11番４号
債務者　弘田　英雄
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４１６号
大阪市東淀川区下新庄４丁目５番26―415号
債務者　古川　大介
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６４号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目２番27号
債務者　大谷　充宏
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４６５号
大阪府東大阪市俊徳町３丁目２番27号
債務者　大谷　恒代
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４７６号
大阪府寝屋川市萱島信和町４番８号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４９７号
大阪府茨木市大同町５番22号
債務者　淵上　優子（旧姓大野・吉本）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部